



## 長野県告示第234号

平成30年2月26日成立した平成29年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

## 平成29年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
7 分担金及び負担金	2,561,669	550,510	3,112,179	
9 国庫支出金	105,916,285	10,049,508	115,965,793	
13 繰越金	1,187,245	253,879	1,441,124	
14 諸収入	69,711,763	9,304	69,721,067	
15 県債	107,926,000	10,215,000	118,141,000	
歳入合計	870,948,645	21,078,201	892,026,846	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	36,261,385	49,983	36,311,368	
3 民生費	123,580,842	258,631	123,839,473	
6 環境費	3,148,082	16,866	3,164,948	
7 農林水産業費	43,528,520	5,763,897	49,292,417	
8 商工費	65,883,618	812,244	66,695,862	
9 土木費	100,429,450	14,166,580	114,596,030	
11 教育費	208,968,253	10,000	208,978,253	
歳出合計	870,948,645	21,078,201	892,026,846	
2 繰越明許費補正				
鉄道振興対策費ほか37件	金額	18,596,582	千円	
3 債務負担行為補正				
公共治山事業	限度額	458,154	千円	
4 地方債補正				
地域鉄道整備事業費ほか11件	限度額	10,215,000	千円	

## 平成29年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
1 国庫支出金	45,165	12,232	57,397	
2 財産収入	42,254	3,559	45,813	
6 県債	45,000	10,000	55,000	
歳入合計	376,396	25,791	402,187	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
1 県営林経営費	376,396	25,791	402,187	
歳出合計	376,396	25,791	402,187	
2 繰越明許費				
県有林造林事業費	金額	25,791	千円	
3 地方債補正				
県営林造林事業費	限度額	10,000	千円	

## 長野県告示第235号

平成30年3月14日成立した平成29年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

## 平成29年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1	県税	227,482,545	1,234,749	228,717,294
2	地方消費税清算金	78,744,000	650,000	79,394,000
3	地方譲与税	37,510,001	△ 3,180,775	34,329,226
4	地方特例交付金	736,000	11,488	747,488
5	地方交付税	198,146,000	1,911,382	200,057,382
7	分担金及び負担金	3,112,179	△ 593,972	2,518,207
8	使用料及び手数料	17,995,518	△ 204,805	17,790,713
9	国庫支出金	115,965,793	△ 8,770,527	107,195,266
10	財産収入	1,774,899	△ 31,387	1,743,512
11	寄付金	399,855	94,662	494,517
12	繰入金	20,086,865	△ 5,729,777	14,357,088
13	繰越金	1,441,124	739,744	2,180,868
14	諸収入	69,721,067	△ 28,155,642	41,565,425
15	県債	118,141,000	2,134,000	120,275,000
	歳入合計	892,026,846	△ 39,890,860	852,135,986
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
1	議会費	1,462,770	△ 11,552	1,451,218
2	総務費	36,311,368	△ 288,052	36,023,316
3	民生費	123,839,473	△ 3,274,401	120,565,072
4	衛生費	21,979,603	△ 438,006	21,541,597
5	労働費	3,024,845	△ 232,267	2,792,578
6	環境費	3,164,948	△ 530,965	2,633,983
7	農林水産業費	49,292,417	△ 6,896,570	42,395,847
8	商工費	66,695,862	△ 26,168,674	40,527,188
9	土木費	114,596,030	△ 4,103,019	110,493,011
10	警察費	43,755,412	△ 136,423	43,618,989
11	教育費	208,978,253	598,805	209,577,058
12	災害復旧費	6,184,695	△ 1,454,862	4,729,833
13	公債費	130,044,832	△ 1,282,895	128,761,937
14	諸支出金	82,596,338	4,328,021	86,924,359
	歳出合計	892,026,846	△ 39,890,860	852,135,986
2	繰越明許費補正			
	老人福祉施設等整備事業費ほか93件	金額	37,601,682	千円
3	地方債補正			
	防災行政無線整備事業費ほか37件	限度額	2,134,000	千円

## 平成29年度長野県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1	諸収入	105,146	2	105,148
2	繰越金	59,921	32,100	92,021
	歳入合計	165,067	32,102	197,169
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
2	繰出金	115,067	32,102	147,169
	歳出合計	165,067	32,102	197,169

## 平成29年度長野県公債費特別会計補正予算(第1号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1	財産収入	827,384	△ 1,319	826,065
2	繰入金	176,276,737	△ 1,281,715	174,995,022
	歳入合計	248,204,121	△ 1,283,034	246,921,087
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
1	公債費	248,204,121	△ 1,283,034	246,921,087
	歳出合計	248,204,121	△ 1,283,034	246,921,087

## 平成29年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1	負担金	5,485,166	△ 521,737	4,963,429
2	国庫支出金	1,695,550	△ 711,550	984,000
3	繰入金	2,391,036	△ 240,350	2,150,686
4	諸収入	179,620	△ 12,685	166,935
5	県債	1,222,977	△ 74,700	1,148,277
6	繰越金	457,827	1,774	459,601
	歳入合計	11,432,176	△ 1,559,248	9,872,928
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
1	流域下水道事業費	8,808,176	△ 1,544,248	7,263,928
2	公債費	2,624,000	△ 15,000	2,609,000
	歳出合計	11,432,176	△ 1,559,248	9,872,928

## 2 繰越明許費

流域下水道事業費

金額

677,848 千円

## 3 地方債補正

流域下水道事業費

限度額

△ 74,700 千円

## 平成29年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
2	繰越金	11,169	△ 1,860	9,309
3	諸収入	4,864,242	△ 287,083	4,577,159
	歳入合計	4,883,257	△ 288,943	4,594,314

(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金	4,883,257	△ 288,943	4,594,314
歳出合計	4,883,257	△ 288,943	4,594,314

## 平成29年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	57,397	△ 27,877	29,520
2 財産収入	45,813	△ 15,200	30,613
3 繰入金	202,072	△ 955	201,117
4 繰越金	17,150	△ 9,682	7,468
5 諸収入	24,755	△ 2,924	21,831
6 県債	55,000	△ 22,000	33,000
歳入合計	402,187	△ 78,638	323,549

(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	402,187	△ 78,638	323,549
歳出合計	402,187	△ 78,638	323,549

2 繰越明許費補正  
県有林造林事業費ほか1件 金額 26,681 千円3 地方債補正  
県営林造林事業費 限度額 △ 22,000 千円

## 平成29年度長野県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入	83,000	△ 37,300	45,700
歳入合計	84,633	△ 37,300	47,333
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金	81,633	△ 37,300	44,333
歳出合計	84,633	△ 37,300	47,333

## 平成29年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	133,904	△ 11,346	122,558
歳入合計	141,093	△ 11,346	129,747
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 貸付金	131,052	△ 9,490	121,562
3 償還金	2,852	△ 1,856	996
歳出合計	141,093	△ 11,346	129,747

## 平成29年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

会計名	既決予定額	補正予定額	計
電気事業会計(第1号)	4,425,537	△ 42,922	4,382,615
水道事業会計(第1号)	9,470,543	△ 40,749	9,429,794
合計	13,896,080	△ 83,671	13,812,409

## 長野県告示第236号

平成30年3月14日成立した平成30年度予算の要領は、次のとおりです。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守 一

## 平成30年度長野県一般会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 県 税	233,317,486	227,482,545	5,834,941
2 地方消費税清算金	81,236,000	78,744,000	2,492,000
3 地方譲与税	37,142,001	37,510,001	△ 368,000
4 地方特例交付金	869,000	736,000	133,000
5 地方交付税	195,907,000	198,146,000	△ 2,239,000
6 交通安全対策特別交付金	745,000	770,000	△ 25,000
7 分担金及び負担金	2,331,730	2,554,031	△ 222,301
8 使用料及び手数料	17,147,887	17,888,360	△ 740,473
9 国庫支出金	99,926,380	101,732,344	△ 1,805,964
10 財産収入	1,685,662	1,774,899	△ 89,237
11 寄付金	519,215	399,855	119,360
12 繰入金	15,234,121	20,072,979	△ 4,838,858
13 繰越金	1	1	0
14 諸収入	58,926,150	69,631,470	△ 10,705,320
15 県債	101,408,000	105,156,000	△ 3,748,000
歳入合計	846,395,633	862,598,485	△ 16,202,852

## (2) 歳出

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 議会費	1,450,476	1,462,770	△ 12,294
2 総務費	39,403,533	34,195,754	5,207,779
3 民生費	119,273,385	123,580,842	△ 4,307,457
4 衛生費	20,674,584	21,979,603	△ 1,305,019
5 労働費	2,158,120	3,024,845	△ 866,725
6 環境費	2,928,727	3,145,470	△ 216,743
7 農林水産業費	43,605,306	43,100,407	504,899
8 商工費	56,405,068	65,833,022	△ 9,427,954
9 土木費	99,172,118	97,433,263	1,738,855
10 警察費	42,932,348	43,748,722	△ 816,374
11 教育費	200,110,938	208,835,123	△ 8,724,185
12 災害復旧費	4,706,375	3,517,494	1,188,881
13 公債費	125,814,160	130,044,832	△ 4,230,672
14 諸支出金	87,660,495	82,596,338	5,064,157
15 予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	846,395,633	862,598,485	△ 16,202,852

## 2 債務負担行為

高速情報通信ネットワーク整備事業ほか68件 限度額 35,471,676 千円

## 3 地方債

消防学校整備事業費ほか39件 限度額 101,408,000 千円

## 4 一時借入金

借入れの最高額 130,000,000 千円

## 5 歳出予算の流用

各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 平成30年度長野県公債費特別会計予算

1 歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	財産収入	771,101	827,384	△ 56,283
2	繰入金	164,613,190	176,276,737	△ 11,663,547
3	県債	96,500,000	71,100,000	25,400,000
	歳入合計	261,884,291	248,204,121	13,680,170
(2) 歳出		本年度	前年度	比較
款				
1	公債費	261,884,291	248,204,121	13,680,170
	歳出合計	261,884,291	248,204,121	13,680,170
2 地方債				
	長野県平成19年度第4回公債借換債ほか15件	限度額	96,500,000	千円

## 平成30年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	繰入金	4,357	4,607	△ 250
2	繰越金	179,798	299,634	△ 119,836
3	諸収入	239,804	243,858	△ 4,054
	歳入合計	423,959	548,099	△ 124,140
(2) 歳出		本年度	前年度	比較
款				
1	貸付金	415,155	539,325	△ 124,170
2	事務費	8,804	8,774	30
	歳出合計	423,959	548,099	△ 124,140

## 平成30年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	国庫支出金	81,491	81,491	0
2	諸収入	255,370	251,675	3,695
3	掛金収入	40,290	39,339	951
4	財産収入	87	93	△ 6
5	繰入金	93,849	91,667	2,182
6	繰越金	1	1	0
	歳入合計	471,088	464,266	6,822
(2) 歳出		本年度	前年度	比較
款				
1	心身障害者扶養共済事業費	471,088	464,266	6,822
	歳出合計	471,088	464,266	6,822

## 平成30年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算

1 歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	諸収入	3,070,582	2,946,693	123,889
2	県債	1,690,300	1,511,300	179,000
	歳入合計	4,760,882	4,457,993	302,889

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 貸付金	1,690,300	1,511,300	179,000
2 公債費	3,070,582	2,946,693	123,889
歳出合計	4,760,882	4,457,993	302,889

## 2 地方債

地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金 限度額 1,690,300 千円

## 平成30年度長野県国民健康保険特別会計予算

## 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 分担金及び負担金	55,571,829	—	55,571,829
2 国庫支出金	52,310,802	—	52,310,802
3 療養給付費等交付金	1,286,895	—	1,286,895
4 前期高齢者交付金	63,971,105	—	63,971,105
5 共同事業交付金	182,968	—	182,968
6 財産収入	409	—	409
7 繰入金	12,857,602	—	12,857,602
歳入合計	186,181,610	—	186,181,610

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 保険給付費等交付金	148,694,520	—	148,694,520
2 介護納付金	9,255,979	—	9,255,979
3 前期高齢者納付金	97,644	—	97,644
4 後期高齢者支援金	26,481,605	—	26,481,605
5 病床転換支援金	166	—	166
6 総務費	41,850	—	41,850
7 共同事業拠出金	183,155	—	183,155
8 保健事業費	7,578	—	7,578
9 基金積立金	495,289	—	495,289
10 予備費	923,824	—	923,824
歳出合計	186,181,610	—	186,181,610

## 平成30年度長野県流域下水道事業費特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 負担金	5,267,663	5,485,166	△ 217,503
2 国庫支出金	1,416,633	1,695,550	△ 278,917
3 繰入金	2,133,567	2,391,036	△ 257,469
4 諸収入	192,063	179,620	12,443
5 県債	1,250,200	1,222,977	27,223
歳入合計	10,260,126	10,974,349	△ 714,223

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 流域下水道事業費	7,597,126	8,350,349	△ 753,223
2 公債費	2,663,000	2,624,000	39,000
歳出合計	10,260,126	10,974,349	△ 714,223

## 2 債務負担行為

流域下水道事業 限度額 1,900,000 千円

## 3 地方債

流域下水道事業費 限度額 1,250,200 千円

## 平成30年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

## 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 繰入金	8,511	7,846	665
2 繰越金	9,759	11,169	△ 1,410
3 諸収入	413,896	4,864,242	△ 4,450,346
歳入合計	432,166	4,883,257	△ 4,451,091

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 小規模企業者等設備導入資金	432,166	4,883,257	△ 4,451,091
歳出合計	432,166	4,883,257	△ 4,451,091

## 平成30年度長野県農業改良資金特別会計予算

## 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	39,002	124,935	△ 85,933
2 業務勘定収入	2,735	2,305	430
3 予備費勘定収入	68	77	△ 9
歳入合計	41,805	127,317	△ 85,512

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 農業改良資金	41,805	127,317	△ 85,512
歳出合計	41,805	127,317	△ 85,512

## 平成30年度長野県漁業改善資金特別会計予算

## 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	4,853	5,173	△ 320
2 予備費勘定収入	710	710	0
歳入合計	5,563	5,883	△ 320

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 漁業改善資金	5,563	5,883	△ 320
歳出合計	5,563	5,883	△ 320

## 平成30年度長野県営林経営費特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 国庫支出金	43,823	45,165	△ 1,342
2 財産収入	53,944	42,254	11,690
3 繰入金	201,420	202,072	△ 652
4 繰越金	16,191	17,150	△ 959
5 諸収入	23,624	24,755	△ 1,131
6 県債	45,000	45,000	0
歳入合計	384,002	376,396	7,606



## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 県営林経営費	384,002	376,396	7,606
歳出合計	384,002	376,396	7,606

## 2 地方債

県営林造林事業費	限度額	45,000 千円
----------	-----	-----------

## 平成30年度長野県林業改善資金特別会計予算

歳入歳出予算 (単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	82,500	83,000	△ 500
2 業務勘定収入	1,558	1,633	△ 75
歳入合計	84,058	84,633	△ 575

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 林業改善資金	81,558	81,633	△ 75
2 林業就業促進資金	2,500	3,000	△ 500
歳出合計	84,058	84,633	△ 575

## 平成30年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算 (単位：千円)

## (1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 繰入金	7,203	7,189	14
2 諸収入	130,559	133,904	△ 3,345
歳入合計	137,762	141,093	△ 3,331

## (2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 貸付金	129,540	131,052	△ 1,512
2 事務費	7,203	7,189	14
3 償還金	1,019	2,852	△ 1,833
歳出合計	137,762	141,093	△ 3,331

## 平成30年度長野県企業特別会計予算

(単位：千円)

会計名	本年度	前年度	比較
電気事業会計	5,736,487	4,425,537	1,310,950
水道事業会計	9,140,897	9,470,543	△ 329,646
合計	14,877,384	13,896,080	981,304

財政課

## 長野県告示第237号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人兩宮病院	佐久市下小田切73	平成33年3月29日
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町大字豊里78	平成33年3月31日
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	平成33年3月31日

医療推進課

## 長野県告示第238号

長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程（昭和53年長野県告示第328号）は、廃止します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

医療推進課

## 長野県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
岡谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和50年1月9日から  
平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

## 長野県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
諏訪市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
諏訪都市計画下水道事業 諏訪市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和49年3月11日から  
平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和49年長野県告示第132号、昭和53年長野県告示第150号、昭和55年長野県告示第257号、昭和58年長野県告示第311号及び昭和61年長野県告示第259号の事業地のうち、諏訪市大字湖南字馬場通りを削る。
  - (2) 使用の部分  
昭和49年長野県告示第132号、昭和53年長野県告示第150号、昭和55年長野県告示第257号、昭和56年長野県告示第824号、昭和58年長野県告示第311号、昭和59年長野県告示第649号、昭和61年長野県告示第259号、昭和63年長野県告示第397号、平成3年長野県告示第407号、平成4年長野県告示第846号、平成8年長野県告示第313号、平成11年長野県告示第237号、平成13年長野県告示第327号、平成16年長野県告示第543号、平成19年長野県告示第596号及び平成25年長野県告示第88号の事業地に、諏訪市大字上諏訪字二ノ久保を加え、大字上諏訪字横道上、大字中洲字舟戸、大字豊田字下沢及び字中曾根地内において事業地を変更する。

生活排水課

## 長野県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
佐久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
佐久都市計画下水道事業  
佐久市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和49年3月11日から  
平成36年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年長野県告示第133号、昭和54年長野県告示第265号、昭和57年長野県告示第101号、昭和59年長野県告示第849号、昭和62年長野県告示第187号、平成元年長野県告示第207号、平成4年長野県告示第452号、平成7年長野県告示第809号、平成12年長野県告示第315号、平成15年長野県告示第231号、平成21年長野県告示第310号、平成25年長野県告示第153号及び平成27年長野県告示第355号の事業地のうち、岩村田字西高塚、字押出し、字上樋橋、狭石及び字松の木並びに下小田切下前田及び字小山地区において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第242号

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条の2第1項の規定により天竜小渋水系県立公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県南信州地域振興局並びに大鹿村役場において縦覧に供します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名 称	事 業 地 の 位 置
大西山崩壊地園地	[区域] 下伊那郡大鹿村大字大河原

自然保護課

長野県告示第243号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

北佐久郡御代田町大字馬瀬口字辰場859番1

産業立地・経営支援課

長野県告示第244号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山5400の6・5400の10・5400の16・5400の18・5400の24・5400の25・5400の28・5400の30・5400の33・5400の38・5400の39・5400の42・5400の44・5400の45・5400の47・5400の49・5400の50・5421・5445・5452の2・5452の4・5452の6から5452の12まで（以上28筆について次の図に示す部分に限る。）、5400の1から5400の5まで、5400の7から5400の9まで、5400の11、5400の12、5400の14、5400の15、5400の19、5400の22、5400の26、5400の27、5400の29、5400の31、5400の32、5400の34、5400の36、5400の37、5400の40、5400の41、5400の43、5400の46、5400の48、5400の52、5400の53、5452の1、5452の3、5452の5、5452の13から5452の18まで、5454、5470の1から5470の7まで、5470の9から5470の13まで、5470の16、5514、5523

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第245号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字注連掛935のイの1、字叩水936の1、939の4、942のロの2、946の1、947のイの1、947のイの2、947のイの3、947のイの4、947のロの1、948のロ、948のハの1、948のハの2、948のハの3、1237、1238の1、1238のロ、1239から1242まで、1243の1、1243の2、1243のハ、字小屋場937のイ、938の1、938の2、938のイの1、939のロの3、1220の1、1220のイ、1221のイ、1221のロ、1221のハ、1222のイ、1222のロ、1222のハ、1222のニ、1223のイ、1223のロ、字菰川口949のロ、956の11、956のニの1、956のニの2、956のニの3、957の1から957の3まで、957のロの1、957のロの2、957のロの3、957のロの4、958の1、958のロの1、958のロの2、958のロの3、960のイの1、960のイの2、960のイの3、960のニの1、960のニの2、960のホの1、960のホの2、960のホの3、962の1、962の3、963の1、963のイ、963のロの1、963のハの1、966の1、字横吹1103のホ、1110の1、1110の2、1114の3、1114のハ、1115、1116の1、1116のロ、1116のハ、1224の1、1224の2、

1224のハ、1225、1227のロの2、1228の1、1228のロ、1231のハ、1232のイ、1232のロ、1233のイ、1233のロ、字大平1117のロ、1118の1、1118の2、字入横吹1227のイ、1227のロの1、字舩平1234の3、1234のロ、1235、1236のイ、1236のロ、1236のハ、字菰川1244のイ、1244のロの1、1244のロの2、1244のロの3、1244のハ、1245、1246のイ、1246のロ、1247のロ、1342の1、1342の2、1343の4、1343の5、1345のロ、1346のロ、1349の1、1349の2、1349のハ、1350

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字叩水948のロ、948のハの1、948のハの2、948のハの3、1237、1238の1、1238のロ、1239から1242まで、1243の1、1243のハ、字菰川口949のロ、960のイの1、960のイの2、960のイの3、960のホの1、960のホの2、960のホの3、字横吹1103のホ、1231のハ、字菰川1244のイ、1244のロの1、1244のロの2、1244のロの3、1244のハ、1245、1246のイ、1246のロ、1247のロ

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第246号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

### 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7379の14・7379の15・7379の33（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7379の6、7379の9、7379の11、7379の13、7379の21、7379の26、7379の29、7379の31、7379の181、7379の182

### 2 指定の目的

水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第247号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

### 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2104

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。)

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小谷村（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第249号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

道路の種類	路線名	区 間
県道	岡谷停車場線	岡谷市本町一丁目3番地先から 岡谷市中央町一丁目4番地先まで

道路管理課

長野県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
駒ヶ根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
駒ヶ根都市計画道路事業 3・5・12号 中割経塚線
- 3 事業施行期間  
平成25年4月1日から  
平成32年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

都市・まちづくり課

長野県告示第251号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成30年3月20日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
森山 喜好	佐久市田口2522	佐久市田口2522 行政書士森山喜好事務所

会 計 課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る役務  
消防防災ヘリコプター運航業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県危機管理部消防課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地 2
- 3 落札者を決定した日  
平成30年 2月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社ジャネット
  - (2) 所在地 山梨県甲斐市宇津谷445番地の 1
- 5 落札金額  
26,892,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成30年 1月15日

消 防 課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日  
平成30年 3月22日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社ケイ・クリエート  
長野市東和田934番地  
宮坂 克彦
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部